

令和5年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会（事前）

令和5年6月15日（木）

〔委員会の概要〕

北島委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時40分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、所管事務及び当委員会の付議事件に関する提出予定案件について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○所管事項及び提出予定案件について（説明資料）

平井危機管理環境部長

それでは、危機管理環境部の所管事務及び6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、防災・感染症対策特別委員会説明資料により、御説明申し上げます。

私からは危機管理環境部関係について、御説明申し上げ、引き続き、各所管部局から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4ページを御覧ください。まず、5月の所管委員会におきまして割愛させていただきました危機管理環境部の部局別組織図及び事務分掌についてでございます。

令和5年度6月時点の危機管理環境部の組織機構につきましては、記載のとおり、危機管理政策課から6ページ記載の動物愛護管理センターまで1局、4課、1室、3センターの体制となっております。なお、各所属の事務分掌につきましては、7ページから11ページに記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明を申し上げます。

39ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算の総括でございます。6月補正予算案の総額は、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり、45億9,616万1,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で597億1,668万円となっております。

このうち、危機管理環境部の予算額は、同表一番上の補正額欄に記載のとおり、3億3,340万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、26億8,987万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

40ページを御覧ください。部局別主要事項説明についてでございます。主な事業につきまして、御説明させていただきます。

危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、危機管理調整費では、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に使用した額に相当する1億3,250万円の補正をお願いしております。

その下、②のア、防災学習ステップアップ事業では、地域防災力の強化を図るため、県民自らがいつでもどこでも防災を学べるよう動画を制作し、インターネットで公開するた

めの経費として、300万円の補正をお願いしております。

とくしまゼロ作戦課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、「誰一人取り残さない」被災者支援強化事業では、被災者における早期の生活再建や、地域の復興を図るため、被災者支援の人材育成に必要な研修費用として、850万円の補正をお願いしております。

その下、イ、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業では、国の新たな被害想定策定に併せ、新たな知見や最新データを反映した本県独自の津波浸水想定及び被害想定算定を実施するための経費として、7,500万円の補正をお願いしております。

消防保安課におきまして、消防指導費の摘要欄①のア、プロスポーツチームと連携した消防団加入促進事業では、県内消防団員の減少に歯止めをかけ、消防団活動の活性化を図るため、地域密着型プロスポーツチームと連携したPR動画の制作やイベントの開催費用として、500万円の補正をお願いしております。

48ページを御覧ください。令和4年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定しましたので、御報告させていただきます。

左から4列目、翌年度繰越額欄に記載のとおり、とくしまゼロ作戦課所管の防災対策指導費605万円については、防災対策に取り組む市町村を支援する「とくしまゼロ作戦」県土強^{じん}靱化推進事業のための経費でございます。引き続き、早期執行に向け取り組んでまいります。

58ページを御覧ください。令和4年度事故繰越し繰越計算書でございます。

左から7列目、翌年度繰越額欄に記載のとおり、とくしまゼロ作戦課所管の防災対策指導費7,827万8,750円については、東部防災館の整備に係る空調設備工事において、世界的な半導体不足により、排煙設備等に必要な制御盤の納入が遅れており、年度内完成が困難となったため、やむを得ず事故繰越しとなったものでございます。

早期完成に努めて参りますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

森口保健福祉部長

それでは、保健福祉部の組織体制の概要を御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料12ページを御覧ください。

当委員会に関係します保健福祉部の組織につきまして、12ページから13ページに掛けて、記載のとおり保健福祉政策課、国保・地域共生課、医療政策課、健康づくり課、感染症対策課、薬務課、長寿いきがい課、障がい福祉課の8課で担当しております。

各課の事務分掌につきましては、14ページから16ページに記載のとおりでございます。

次に、6月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

42ページを御覧ください。部別主要事項説明でございます。各課の主な事項について、御説明させていただきます。

まず、保健福祉政策課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、「個別避難計

画」作成促進事業費の340万円は、市町村が作成する高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の個別避難計画の整備を支援するための経費でございます。

次に、医療政策課でございます。医務費の摘要欄①のウ、医療施設耐災害性強化対策事業費の4,853万3,000円は、医療施設の浸水対策や非常用自家発電設備等の整備に対する支援を行うものでございます。

次に、健康づくり課でございます。精神衛生費の摘要欄①のアの（ア）、コロナ禍における障がい福祉サービス応援事業の417万円は、感染者が発生した障害福祉サービス事業所等のサービス継続に必要なかかり増し経費への支援に要する経費でございます。

43ページを御覧ください。感染症対策課でございます。予防費の摘要欄①のア、新興・再興感染症対策強化事業費は、医療提供体制や検査体制の確保など、5類移行後も必要な感染対策を継続するための経費として、11億2,320万5,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、長寿いきがい課でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、介護サービス継続支援事業費補助金の4億5,744万5,000円は、感染者が発生した介護サービス施設等に対するサービス継続に必要なかかり増し経費や施設内療養費の支援などの経費でございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域医療介護総合確保基金積立金の4億5,744万5,000円は、上記、介護サービス継続支援事業費補助金の財源となる基金を積み増すものです。

次に、障がい福祉課でございます。障がい者福祉費の摘要欄①のアの（ア）、障がい福祉サービス継続支援事業の4,200万円は、感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等のサービス継続に必要なかかり増し経費への支援に要する経費でございます。

保健福祉部としましては、合計で31億1,093万7,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で149億6,803万8,000円となっております。

49ページを御覧ください。その他の議案等の令和4年度繰越明許費繰越計算書でございます。

国保・地域共生課ほか4課におきまして、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で9億7,695万7,000円となっております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

東條産業振興統括監

商工労働観光部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の17ページをお開きください。当委員会に関係します当部の組織につきましては、17ページの組織図のとおり、商工政策課、企業支援課、労働雇用戦略課、観光政策課を所管課とし、職員数39名で担当しております。

各課の事務分掌は、18ページに記載のとおりでございます。以上、商工労働観光部の所管事務について、御説明申し上げます。

なお、6月定例会に提出予定の案件及び報告事項はございません。よろしくお願ひ申し上げます。

佐々木農林水産部長

それでは、農林水産部の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

19ページでございます。5月の所管委員会におきまして、割愛させていただきました組織図及び事務分掌でございます。

令和5年度6月時点の組織機構につきましては、記載のとおり、農林水産政策課から森林整備課まで合計6課の体制となっております。

なお、各課の事務分掌につきましては、21ページから23ページに記載のとおりでございます。

続いて、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

50ページでございます。その他の議案等といたしまして、令和4年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和5年2月の定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

50ページから51ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。農山漁村振興課、生産基盤課、森林整備課の翌年度繰越額の合計につきましては、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、60億2,828万9,320円となっております。

繰越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

59ページでございます。令和4年度事故繰越し繰越計算書でございます。生産基盤課、森林整備課の翌年度繰越額合計額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、1億7,531万7,300円となっております。

関係機関等との調整において、資材の調達が困難になったことや、計画に関する協議が難航したこと等により、やむを得ず繰越さざるを得なくなったものでございます。

これらにつきましては、事業効果を発現できるよう、早期完成に向けて最善の努力をしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほどよろしくお願ひします。

榎本県土強靱化統括監

それでは、県土整備部関係の所管事務につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の24ページから27ページを御覧ください。当委員会に関係する防災対策の組織につきましては、建設管理課はじめ9課1室の体制となっております。

各課の事務分掌につきましては、28ページから32ページに記載のとおりでございます。

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

47ページを御覧ください。令和4年度継続費繰越計算書でございます。

道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか1件につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目の令和4年度継続費予算現額の計の欄、6億

円に対し、さらに右へ3列目の翌年度逓次繰越額の欄に記載の3億6,000万円が逓次繰越しとなったものでございます。

52ページを御覧ください。令和4年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

このページから55ページに掛けますは、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

55ページを御覧ください。表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、道路整備課ほか5課の合計額につきましては、241億3,990万3,215円となっております。

60ページを御覧ください。令和4年度事故繰越し繰越計算書でございます。このページから61ページに掛けますは、一般会計における各課別の事故繰越しの状況を記載いたしております。

61ページを御覧ください。道路整備課ほか4課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載のとおり、57億3,075万8,897円となっております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

松本病院局副局長

それでは、病院局関係の組織体制の概要につきまして、御説明申し上げます。

33ページを御覧ください。当委員会に関係します病院局の組織についてでございますが、組織図に記載のとおり、総務課が主に担当しており、事務分掌は、5月説明時から変更はございません。以上が、病院局関係の組織体制の概要でございます。

なお、6月定例会への提出予定案件及び報告事項はございません。よろしくお願いいたします。

榊教育長

教育委員会関係の所管事項につきまして、御説明申し上げます。

それでは、防災・感染症対策特別委員会説明資料の34ページを御覧ください。

去る5月30日の所管委員会におきましては、担当者名の記載がない組織図等をお示しさせていただきましたが、改めて担当者名を記載した組織図及び事務分掌を取りまとめましたので、御説明申し上げます。

はじめに、教育委員会の組織についてでございますが、教育長ほか50名の職員で組織されております。こちらにつきまして、所管委員会から課名等の組織変更はございません。

各所属の事務分掌につきましては、36ページから37ページに記載のとおりでございます。各課とも、5月説明時から変更はございません。

続きまして、6月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、44ページを御覧ください。部局別の補正予算の内容について御説明申し上げます。

施設整備課でございます。学校建設費の①の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、総額で、11億4,132万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

46ページを御覧ください。次に、債務負担行為についてでございます。

施設整備課の令和5年度当初予算に関連し、昨年度の定例会において御承認を頂きました高校施設整備事業工事請負等契約についての債務負担行為につきまして、限度額を13億5,097万3,000円に補正するものでございます。

続きまして、56ページを御覧ください。令和4年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和4年度から令和5年度への繰越明許費につきましては、昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、それぞれの繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

まず、教育政策課所管における中学校費学校管理運営費、全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、特別支援学校費学校管理運営費におきまして、今回、計2億115万円に確定したものでございます。

次に、施設整備課所管における高校施設整備事業費におきまして、今回、24億6,036万5,000円に確定したものでございます。

続きまして、学校教育課所管における学校教育振興費におきまして、今回、2,250万円に確定したものでございます。

以上、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

生原警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係について御説明いたします。

説明資料38ページを御覧ください。警備部の災害及び感染症対策関係の組織図及び事務分掌につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、提出予定案件の一般会計予算案について御説明いたします。

説明資料45ページを御覧ください。6月補正予算（案）では、資料に記載しております警察活動費の交通安全施設整備事業費として、1,050万円の増額補正をお願いしております。

この経費は、停電時の交通の混乱を避けるため、緊急交通路予定路線にある主要交差点の信号機に、自動で電力を供給する信号機電源付加装置の整備を行うものでございます。

続きまして、令和4年度繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

説明資料57ページを御覧ください。令和4年11月定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきました事業について、繰越額が確定したものです。

繰越事業は、交通安全施設整備事業費として、交通安全施設の老朽化対策及び防災機能強化に向けた信号機電源付加装置の整備に要する経費であり、繰越額につきましては、2,532万円となります。

警察本部関係の説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

危機管理環境部にお聞きしたいと思います。

誰一人取り残さない被災者支援強化事業についてでございますが、災害被災者に対しては一人一人に適切な支援を行うことが重要だと思います。

骨太の方針でも、被災者にアウトリーチしていく災害ケースマネジメントが取り上げられ、国においても議論されておりますが、6月補正の「誰一人取り残さない」被災者支援強化事業は、その趣旨に沿った事業かお伺いいたします。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま井川委員から、6月補正事業の「誰一人取り残さない」被災者支援強化事業は、骨太の方針の趣旨に沿ったかという旨の御質問を頂きました。

本事業の目的につきましては、大規模災害発生時、民間支援団体の活動調整を行う災害中間支援組織の育成や、被災者支援の担い手の育成、官民連携の支援体制を構築することによって、被災者の早期の生活再建や地域の復興を図るものでございます。

これは経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針2022に、このように書かれておまして、被災者支援等を担う人材の確保・育成、要配慮者避難や災害ケースマネジメントの促進等の地域防災力の向上や、事前復興に資する取組を推進すると盛り込まれておりますので、国の方針にも沿う事業であると考えております。

また、骨太の方針2023の原案にも、この災害ケースマネジメントという言葉が盛り込まれておりますので、国もこの災害ケースマネジメントを推進していることから、本県も本事業を通じて積極的に推進していきたいと思っております。

井川委員

災害中間支援組織の育成、被災者支援の担い手の育成、官民連携の支援体制の構築、いずれも重要な点かなと思っておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、この事業の具体的な進め方について御質問を頂きました。

まず、災害中間支援組織の育成につきましては、社会福祉協議会とか弁護士等の士業ネットワークの推進協議会、NPO法人、徳島大学との連携によって実施したいと考えております。

具体的に言いますと、被災者支援を担う県内NPO法人等の掘り起こしと、災害中間支援組織を中心としたネットワークを構築するために、大規模災害が発生したときに被災者

を支援する民間支援団体となります。県内NPO法人や社団法人等へのアンケート調査を今後、実施していく予定でございます。

さらに、これら県とか、社協とか、災害中間支援組織NPO法人の三者連携を学ぶため、先進的な取組をしている地域のほうに視察を考えておるところでございます。

さらに、市町村や民間団体を対象といたしまして、災害中間支援組織の重要性や役割等を啓発するためのセミナーを開催することとしております。

次に、被災者支援の担い手育成におきましては、市町村とか支援関係団体の職員を対象といたしまして、災害ケースマネジメントの全体を統括する者とか、被災者へ個別訪問をいたしまして、いろいろ聞き取りをする者とか、長期的な相談とか、見守りの支援を行う者、さらには災害ケースマネジメントの会議の運営を行う者などの育成を行ってまいります。

最後に、官民連携の支援体制の構築につきましては、県、市町村、社会福祉協議会、士業ネットワーク推進協議会、NPO法人、学識者などで、平時から顔の見える関係を作るとともに、被災者支援の課題とか、地域の実情に即した支援体制の構築について検討するための徳島県被災者支援推進ネットワーク会議を開催いたしまして、行っていく予定としております。

井川委員

すばらしい取組であると思います。あとはスケジュールをどのように進めていくのかを教えてくださいたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

スケジュールについての御質問でございますけれども、まず災害中間支援組織の育成につきましては、災害中間支援組織の役割や、役割等を啓発するためのセミナー、さらに先ほど言いましたアンケートの調査とか先進地の視察などにつきましては、この夏、8月頃までには実施したいと考えています。その後、その成果を基に災害中間支援組織の育成を図っていくこととしております。

次に、被災者支援の担い手の育成については、9月頃には各市町村とか各関係団体の職員を集めて研修をし、それを数回行いまして、年度内で終わりたいと考えております。

さらに、先ほど言いました官民連携の支援体制の構築に係る徳島県被災者支援推進ネットワーク会議につきましては、8月頃と年度末の2回開催する予定としております。

井川委員

このような県の取組ということでございますが、事業効果は、どのようなものを見込まれているのか教えてくださいたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、事業効果についての御質問を受けました。

これらの事業につきましては、既存の民間団体がそれぞれ持っております専門性をアンケート等で掘り起こしまして、さらに、災害中間支援組織において民間支援団体の活動調

整が円滑に行える環境が整備されまして、必要とされる専門家がいち早く被災者の生活再建に取り掛かることができるようになるという効果がございます。

特に、長期的な支援を必要とする災害ケースマネジメントの担い手を多く育成することで、正に誰一人取り残さない被災者支援の強化を図ることができると考えております。

また、徳島県被災者支援推進ネットワーク会議を軸に、平時から顔の見える関係を構築し、被災者支援の課題とか、地域の実情に即した支援体制構築等について検討を行い、大規模災害発生時においても、市町村の行政とか災害中間支援組織、さらには、民間支援団体の活動を円滑に行う効果があると考えております。

井川委員

県は引き続き、被災者支援の担い手の育成や関係者との更なる連携にしっかりと取り組んでいただいて、事業をやっても普及しないと意味がないので、事業効果が全県に波及するように取り組んでいただきたいと思います。

山西委員

私から何点かお尋ねしたいと思います。

今年も早い時期に梅雨に入っております。全国各地でゲリラ豪雨でありますとか、線状降水帯の発生等々が実際に起こっておりますし、ここ数日も懸念があるような状況でございますので、危機管理環境部を中心に緊張感を持って対応していただきたいと思います。

まず、県内において令和5年6月2日に発生をいたしました大雨の被害状況は、どのようなものだったのか御報告いただきたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、先般の6月2日からの大雨に伴う被害状況についての御質問を受けました。

翌日6月3日8時におきまして、大雨警報に伴う被害状況ということでの第3報ということで取りまとめておりますので、その状況について御説明いたします。

主なものだけ言わせていただきます。まず、人的被害についてはございませんでした。次に、住家とか非住家の被害についてもございませんでした。ということで、一応人的、住家被害についてはないというような状況でございます。

山西委員

人的被害はなかったということで、それは良かったと思いますが、崖崩れとか様々あったように発表されております。土砂災害とか、車の水没等々あったと第3報には記載されているところであります。

この度の大雨に伴うダムของ事前放流の状況についてもお伺いをしたいと思いますが、浸水被害を軽減するためには、ダムの事前放流というのは大変意義のある取組であると思っております。

6月2日の大雨について、このダムの事前放流は、どのような状況だったのかお伺いいたします。

坂本水管理政策課長

ただいま山西委員より、ダムของ事前放流の対応について御質問を頂いております。

この件に関しましては、気候変動によります災害の激甚化、頻発化を踏まえまして、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水の取組の一環といたしまして、ダムにおきましては、水系ごとに締結されております治水協定に基づきまして、台風の接近などにより予測降雨量がダムごとに設定された基準降雨量を上回る場合に、発電また農業などのために確保している利水容量の一部を河川の水量が増える前にダムから放流いたしまして、一時的にダムの水位を低下させる事前放流を実施しているところでございます。

この度の台風第2号の接近による備えといたしましては、吉野川水系で申しますと、事前放流の対象となります16ダムのうち一つのダム、三好市にございます三縄ダム、四国電力株式会社のものでございますが、こちらが基準降雨量を超過しておりまして、洪水を待ち受ける体制を整えていたというところでございます。

具体的に申しますと、6月2日6時から9時41分までの事前放流1万3,000トンを含めまして、約16万トンの容量を確保していたという状況でございます。

山西委員

利水とのバランスは当然でございますけれども、やはりこの事前放流については浸水被害を軽減する効果は高いわけでございますが、今後も利水と治水のバランスを見ながらになると思っておりますが、積極的な事前放流をしていただきたいと思っております。

それから、この6月2日の大雨の件でございますが、ちょうどこの日、知事が東京に出張していたということでございましたけれども、この日の危機管理上、陣頭指揮はどなたがお執りになったのかお伺いいたします。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

6月2日の県の体制についての御質問を頂きました。

6月2日の経緯を時間順に説明していきたいと思っております。

まず、6時57分に県内に大雨警報が発令されたことによりまして、同時刻に徳島県災害対策連絡本部を設置いたしました。これの本部長は私、とくしまゼロ作戦課長です、

そしてその後、11時30分に徳島県水防本部が設置されるということでございました。その本部長が県土整備部長です。

ということで、水防本部が設置されたことに伴いまして、先ほどの災害対策連絡本部を同時刻11時30分に徳島県災害対策警戒本部に格上げいたしました。それで本部長は、この時点で危機管理環境部長となります。

そしてその後、6月3日の朝8時まで、徳島県水防本部と徳島県災害対策警戒本部が続きまして、徳島県水防本部が解散されたことと警報が全て解除されていたことによりまして、徳島県災害対策警戒本部も同時刻に解散したというような状況になっております。

山西委員

なるほど、そういうことで、特段、知事の東京出張は、危機管理上問題なかったという

認識でよろしいですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

当日、知事が東京のほうに公務で出張ということでございましたけれども、基本的には本部長はとくしまゼロ作戦課長、危機管理環境部長が務めております。

けれども、こういうような災害状況ですので、それぞれ本部のほうから知事にはメールなり電話なりで、刻々と上がってくる情報をその度にお伝えして、指示を仰いでいたというような状況がございます。

山西委員

あともう1点、知事さんはいらっしゃいますけれども、副知事と政策監は空席の状況が続いております。

それで、地域防災計画で、このときには警戒本部を立ち上げて、このときにはどうするというのは全て決まっているので、それに伴って対応を決めているということで承知をしております。

先ほどの答弁も、その計画に従って立ち上げていったということでございます。いつ副知事さん、政策監さんがお就きになられるのか私は分かりませんが、ただ、災害がいつ起こるか分からない状況で、この空席の間、どのように対応するのか確認をしておきます。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

基本的には、災害対策本部が開催されない限り、先ほど言いましたようにゼロ作戦課長、危機管理環境部長が対応することとなっております。

ただ、災害対策本部の本部長は知事でございますので、知事にいろいろな陣頭指揮を執ってもらう必要がありますけれども、先ほど言いましたように副知事、政策監不在になった状況におきましては、知事のほうも携帯電話とか防災無線とかを持っていますので、それで随時連絡を取る、さらには、本部長代理としまして危機管理環境部長のほうで対応していくことになるかと考えております。

飯田危機管理政策課長

ただいま山西委員から頂いた御質問で、災害対応については、鈴江とくしまゼロ作戦課長のほうから申し上げたところでございますけれども、一方で新型コロナウイルス感染症、また北朝鮮からのミサイルなどの危機事象もございます。

こちらにつきましても、危機管理対策本部を最上位の本部といたしまして、危機管理会議、そしてまたその下位の連絡会議ということで、それぞれ系統を立てて体制を整えておりまして、ここについては、委員おっしゃるように、今現在、副知事、政策監はいらっしゃいませんけれども、しっかりと備えたいと考えております。

山西委員

万全の体制をお願いしたいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症についてお伺いしたいと思います。

5月、ゴールデンウィーク明けに5類に移行しておりますので、私たちの生活も大きく変わってまいりましたけれども、コロナウイルス自体が無くなったわけでは決してございませんので、このあたりは緊張感を持って、引き続き対処しなければならないだろうと思っています。

5類移行後の県内の感染状況、これをどのように分析されているのか、お伺いいたします。

井口感染症対策課長

5類移行後の県内の感染状況と、その認識についてでございます。

御承知のとおり、5類移行が5月8日からということで、現在1か月ちょっと経過したところでございます。

その間、直近の定点観測の数字を御紹介させていただきますと、5月22日からの1週間で3.03、先週公表させていただきましたが、5月29日から1週間の値が3.22というところで、微増というような状況になっております。

同比較として国が公表されている数字も、先週、3.63から1.25倍の4.55と、緩やかな増加傾向が見られているところでございますが、現在のところ県内で、外来対応医療機関であるとか、医療機関同士で行っております入院調整の現場におきまして、大きな混乱があったというような報告は受けておりませんし、引き続き県が重点的に対応することにしております高齢者施設や障がい者施設といった施設におきましても、各所管課で連絡体制を維持しておりますので、陽性者発生においても適切に対応しているという状況でございます。

山西委員

若干増加傾向には転じているということでございますが、大きなうねりにはまだ今のところ至っていないというふうにも確かに思いますが、一方で5類移行後の県内のコロナの死者数はどのような推移になっているのかお伺いいたします。

井口感染症対策課長

5類移行後の死者数のお話についてですが、死者数につきましては、これまでの報告とは別でございますが、人口動態調査という調査が別途なされておまして、そちらで把握することになっております。その数字につきましては国が取りまとめた後、大体2か月後に公表されることになっております。

山西委員

そちらは国のほうということで、タイムリーな情報が手に入らなくなるということでございますが、いずれにしましても早め早めに県民の皆様方に正確な情報を提供して、感染対策は引き続き取っていただかなければならないと思っています。一方で県庁の体制も大分コロナ対策はスリム化されておまして、それはいいと思うのですが、いつ何時また感染が拡大するか分かりませんので、そのあたりは機動的に保健福祉部が対処できるような体制を準備していただきたいと思っておりますので、そのこともお願いして質問を終わります。

たいと思います。

仁木委員

私からは、山西委員さんが質問された件を質問させていただこうと思っておりましたが、ほぼ全部言っていただきましたので、その各論について掘り下げていきたいと思っております。

まずは、その前に先ほど住家被害、また人的被害においてははないというようなことありますけれども、具体的に住家被害というのは、どのような物が集計対象になっているのかということをお教え願えますでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

住家被害の集計についての御質問を頂きました。

住家被害につきましては、基本的には災害救助法の対象となるような全壊とか半壊とか、そういうような物を対象としておりますが、その数につきましては、市町村から上がってくる報告を県のほうで取りまとめて、今回報告しているという状況になっております。

仁木委員

阿南市内においても、そういった全壊、半壊というのは私も聞き及んでおりませんけれども、床下あるいは農業用ハウス・施設等々の被害においては、聞き及んでおる状況であります。その点、県は、どのような情報を持たれておるかということ、あれば教えていただければと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

県に今どのような被害情報が入っているのかという御質問を頂きました。

今、入っている情報につきましては、基本的には市町村で集計した、先ほど言いましたような報告を県のほうで把握しているという状況でございますけれども、災害時におきましては、様々なメディアとかも常時見ておりますので、そういった、いわゆる市町村から上がってこない非公式な情報については、一つの情報として持っておりますけれども、先ほど言いました農業とかの関係につきましては、またそれも担当部署のほうから上がってくる情報を取りまとめているというような状況でございます。

仁木委員

私、この6月2日から3日後ですから6月5日の時点で、県のほうで把握されている被害を取りまとめていただきたいという依頼をしておりました。

その後、いただいた情報は、6月3日時点の集約をしているものだけでして、その状況で言えば、実際の線状降水帯での被害はどのようなものであったかというのは、本当にこれだけで分かるのですかというような、疑問を呈さざるを得ないような状況でございます。その点、後追いをしっかりしていただかなければ、結局どういった被害があるかによって、床下があるのか、床上があるのか、そういった事によって対策を講じていかなければ

ればいけないと思うわけでございます。その点、今言ってくださいというのは酷かもしれませんが、そこら辺は後追いをしっかりしていただいて、調べていただきたいということを依頼していますので、その点、重々お願いをさせていただきたいなと思います。

先ほどの、副知事、政策監がいらっしゃる現状において、これは危機管理上の弊害というのは生じていないかということは非常に気になるところでございます。

その点、先ほど山西委員から質問いただいておりましたけれども、私はこの災害対策本部というのは、いつ設置される事象が発生するかとか、また危機管理対策本部というのがどのような時期に設置するかというのは、これは予測不可能な状況であると思うのです。地震はいつ起こるか分かりませんよね。ミサイルもいつ撃ってくるか分かりませんよね。

だから、そういったことを申し上げているわけですがけれども、それ以外に知事は最高決定権を持たれているわけでありましてけれども、決裁事項の代決権というものが規定に定められていると思いますが、この規定に定められている中で言いましたら、知事の代決権を持たれているのは副知事、そして副知事がない場合は政策監になっております。

その後に、政策監もない、副知事もない場合は、主務部長がそれぞれの主務の担当の部分において、代決権を持たれているというような規定になっているわけですね。

ということは、知事がいらっしゃる場合、例えば県外に出られている場合、その際に、連絡が付かないような事態が起こった場合は、この主務部長が代わりに代決権を行使するほかないというような状況であると、この規定上はそう読み取れるわけなんです。

その上においては、危機管理上、把握しておかなければいけないのは、知事が県外に行った場合においては、主務部長それぞれが、県内に居るということを把握できていなかったらいけないと私は思うわけです。

その点、県のほうにおいて、どのようにして把握されているのかということをお聞かせ願えればと思います。

飯田危機管理政策課長

ただいま仁木委員から、主務部長の所在地の県内、県外の把握についてということで御質問を頂いております。

この主務部長の県外、県内につきましては、部内の幹部職員をはじめといたしまして、主管課において承知をして、主務部長が今どういう状況にあるかということは把握しているというふうに私は認識をいたしております。

仁木委員

ですから、知事が就任されて以降、極端に言えば、主務部長それぞれは県外に出張はなかったのですかという話なのです。

それが言えなかったら、把握していないということですよ。これは危機管理上、大切なことだから、質問させてもらっているのですけれども、その点は、本当に把握していたのですかね。

飯田危機管理政策課長

ただいま仁木委員から、主務部長の県外出張がなかったかどうかということについて、御質問を頂きました。

主務部長が県外に出張していたかどうかということにつきましては、それぞれがきちんと把握をしていると認識をいたしております。

仁木委員

何度も繰り返しても仕方がない話ですけれども、特に行政機構の組織の皆さんに意識していただきたいのは、そういう状況に今あるということなんですよ。

代決権者が不在の状況であると。それぞれの代決権が部長に委ねられていると。ということは、知事がいらっしゃらないときは、県内に居てくださいねと。そういう意識を持ってくださいよと。これ官邸でも同じ話ですよ。総理がおられない場合は、官房長官が居なければいけないという決まりと同じような形だと思うのですよ。

ですから、最後にお聞かせいただきたいのは、知事がおられなかった時は、主務部長は県外におられなかったということだけ、確認させてください。

飯田危機管理政策課長

ただいま仁木委員から、知事が県内に居なかった時に、主務部長は県内に居たかどうかというところでございますけれども、組織的に県庁として対応している中で、まず整理をしますと、私自身が今、各主務部長が県内に居たかどうかということについては、承知をしていないところでございます。

その上で、県庁といたしましては、組織的な対応を行っておる中で、仮に主務部長が県外に出ている場合であれば、副部長がそこをカバーできるような体制も含めて、全庁的な対応を取っているというふうに認識をしております。

仁木委員

まとめますけれども、副部長が対応できるという規定にはなっていないですね。

そういう議論をしているわけではないので、規定上、どうなんだという話をしているわけですから、その点は皆様方におかれましても、しっかりと意識していただきたいと思うのです。

これまで20年間、そういった状況がなかったのかもしれませんが、今はそういう状況であると。ですから、私は、危機管理上、早く政策監と副知事を置くべきだということとは非常に思うわけです。

ですから、そういったことも含めて、おられない場合はどうなんだということは、それぞれ意識していただけますようお願い申し上げまして、質問を締めさせていただきます。

達田委員

今回、議案として出されております何点かをお尋ねしたいと思います。

一つは、南海トラフ巨大地震被害想定の見直し、防災対策の再検証ということで、予算が7,500万円付けられております。

この事業につきましては、国の新たな被害想定策定に併せて、新たな知見とか最新データを反映した、本県独自の津波浸水想定および被害想定の算定を実施するということになっているのですけれども、10年と言いますと、早10年経ったのかという、そういう思いがいたします。

この被害想定が初めに出されました時に、これほどの死者が出るのか、こんなに浸水するのか、ということで、もう本当に驚きをもって、その想定を見た訳なのですよね。

それでずっと、これあんまり変わらないわと思って、きているわけですけれども、ここで見直しがされるということなんですけれども、この国の新たな被害想定策定というのは、今どういうふうに進んでいて、それをどういうふうに県が受け止めていくのでしょうか。

松本事前復興室長

達田委員から、南海トラフ巨大地震被害想定に関し、国の動き等につきまして御質問がございました。

本県におきましては、平成25年度に公表しました南海トラフ巨大地震被害想定を基に、様々な防災対策を進めてまいりまして、これまで住宅の耐震化、堤防等の整備を進め、県土の強靱化じんを図ってきたところでございます。

委員がおっしゃいますとおり、国におきましては、現在策定から10年が経過しております南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定めております防災対策の進捗をしっかりと確認していくためのフォローアップ、そして次の目標を定めていくための前提としまして、被害想定の算定を進めております。

現在、検討委員会、またワーキンググループが立ち上がっておりまして、国のほうで検討が進められておりますが、その国の動きにつきまして、しっかりと見据えながら、県としましても、県独自の被害想定の公表から10年経過していることもございますので、今後の更なる防災対策をしっかりと推進するため、この県の独自の被害想定につきまして、最新の人口、建物データ等を反映させていただいた上で、見直しを実施してまいりたいと考えております。

達田委員

防災対策というのは、一人一人の命を守る、死者ゼロにするというのが最終目標だと思うのですよね。

ということは、国民一人一人であるとか、あるいは団体、または企業団体とか、いろいろな組織でもって、全部が協力していかないとなかなか達成できるものではないと思うのですけれども、聞くところによりますと、この国の対策会議、ワーキンググループの会議、2回目だったのですかね、秘密会で行われたというようなことをお聞きしたのですけれども、情報を共有していくということが大事だと思うのです。

どういうデータに基づいて、どういう議論をしているのかということが分かって、そして国民が共感するということがまず一番だと思うのですけれども、まずこの見直しに対して、南海トラフ巨大地震が想定される各県の知事からも、要望が出されていると思うのですけれども、徳島県からはどのような要望が出されているのでしょうか。

松本事前復興室長

達田委員から、南海トラフ巨大地震に対する国への要望につきまして御質問がございました。

徳島県を含みます、南海トラフ地震に関連する10県の知事による、10県知事会議というものがございまして、こちらのほう、幹事県が現在高知県ではございますが、本日の新聞報道にもございましたとおり、10県知事からの提言ということで、昨日内閣府に提言をさせていただいているところでございます。

主な内容としましては、南海トラフ地震津波対策、こちらで緊急防災事業債がございしますが、それをはじめとしました必要な財源の確保でありますとか、県が進めます事前復興が復旧・復興期間の短縮によりまして、損失をしっかりと抑制できるように、国におきましても、位置付けをお願いしたいというふうなこと等々につきまして、提言をさせていただいているところでございます。

達田委員

今現在の状況というのが、10年前と比べて大きく変わっている部分もあると思います。

そして、住民の方の歳、私もそうですけど、皆さん10年前と比べて10歳年を取っていませんよね。

それから当時、計画ができた時に70代だった方は、80代になっているということで、本当に高齢化の時代になっておまして、特に海沿いにお住いの方は、回っていきますとね、ほとんど高齢者の方なので。若い方が出てくるというのは、ほとんどないのです。ですから、そういう方の命をどうやって守るかというのは、本当に大事なことだと思うのです。

しかし、国の被害想定を、ちょっと見てみますと、想定死者数を8割減らしますよとか言われているのですけれど、本当に8割減らせるのかということ、ちょっと私は疑問に感じるのです。

皆さん高齢化して、逃げるということも体力的に無理な方も多いのに、どうやって8割減らすのだろうかという思いもございします。

ですから、しっかりと地域の実情というのを見据えて、それを計画に生かしていかなければいけないと思うのですけれども、それを想定見直し項目の中に、三つ掲げております。

浸水エリア、浸水・浸漬等ですね、それから人的被害、もう一つはライフライン、及び交通施設の被害状況とか、生活支障の状況とか書かれています。現在の計画というのがどうだったのかなというのを、今一度ちょっと思い起こしていただけたらと思います。そして、どうしようとしているのか、お答えいただけたらと思います。

松本事前復興室長

達田委員から、今回の被害想定の見直しに向けて、県としてこれまでの対策について、どのように捉え、今後どのように考えていくのかという御質問だったかと思います。

本県につきましては、平成25年に公表させていただきました被害想定に基づきまして、

県の国土強^{じん}靱化地域計画、また南海トラフ地震対策行動計画に基づきまして、様々な事業を展開してまいりました。

その中で、ハード面で申しますと避難所でありますとか、避難場所の確保でありますとか、またソフト面でいきますと、各種市町村への計画策定の支援でありますとか、そのような事業を進めてまいりました。

今回、被害想定の見直しという契機がございますので、これまでの事業の成果につきましても、しっかり再検証して反映できるように進めてまいりたいと思っております。

達田委員

しっかりと徳島県の状況というのを踏まえた上での計画になるようお願いしたいのですけれども、徳島県の南海トラフ巨大地震被害想定というのが見直しをされる、その見直しの期限と言いますか、いつ見直されて、いつ発表されるのかという計画、お知らせいただけたらと思います。

松本事前復興室長

委員から、今回の被害想定見直しの期限、スケジュール的なところの御質問がございました。

今回6月補正予算で計上させていただいておりますこの事業は、単年度予算事業ではございません。

年度内完了に向けて進めてはまいるのですが、前提としましては、国の被害想定の見直し、こちらの動きを見ながらということもございます。

国のほうでは、この夏に算定手法について公表するようにしておりますので、その動きも見ながらということで、公表までのスケジュールというのは、少し見通せないところもございますが、国の情報にアンテナを高く対応しながら、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

今現在、徳島県内で被害を少なくするための対策というのがどこまで進んでいるのかという、ハード面とか、いろいろ全部ひっくるめてお知らせいただけたらなと思うのですが、付託委員会で、またもう一度お尋ねしていきたいと思うのですけれども、例えば建物被害の総数、これは耐震化を進めなければいけないとか、いろいろありますよね。耐震化するまでもなく建て替えたお家もたくさんあると思うのです。

そういうことで、今、住居がどうなっているのかとか、企業、官公庁の建物が、どうであるのか。それから、避難場所。高知県では、海岸沿いに避難タワーというのが行く先々で、町内会ごとに建てられているというような状況の自治体もありますけれども、徳島県ではまだそういうことではなくて、逃げ場所がきちんとあるのかという心配もされているような状況なのですよ。

ですから、避難場所の確保というのがどういうふうになっているのかを含めて、また委員会でお聞きしたいと思っておりますので、資料を是非、揃えておいていただけたらと思います。難しいところでなくて以前の計画にあります死者がいくら、建物の倒壊がいくらと数

が出ていますよね。それに基づいて、この土地に耐震化率いくらとか、総数何棟とか書いていますので、それが今現在どうかということ、今の現状を知った上でということですので、是非、その資料を出していただけたらと思いますので、それをお願いしておきたいと思います。

何と言いましても、先ほども言いましたけれども、国民がなるほどと、やらなければという気持ちにならないと防災というのは、なかなか達成できないと思うのです。

それで、地域地域で皆さん、消防の方とか、防災の方が頑張って講習会を開いたり、いろいろしてくれております。

そういう所に行きますと、あ、やっぱり耐震化しなければいけないとか、避難場所をきちんと知っておかないといけないとか思うのですけれども、それがないとまた忘れるのですよね。

ですから、日々の取組というのがとても大事だと思いますので、それと併せて立派な再検証ができるようお願いしておきたいと思います。

それと関わるのですけれども、今回、避難行動要支援者の安全の確保ということで、それは保健福祉部のほうで出ております。

この個別避難計画の整備の促進ということなのですけれども、これについて、どういう内容で、どういうふうに進めていっているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

和田保健福祉政策課長

達田委員より、今回6月補正に提出しております個別避難計画作成促進事業の概要について御質問を頂きました。

背景といたしましては、災害発生時におきまして、高齢者や障がい者等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の方の安全を確保するために、それぞれの御事情に合わせた避難方法等を定める個別避難計画の作成が必要となっております。

この作成につきましては、令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして、市町村の努力義務となったところです。

避難行動要支援者名簿というのを市町村が作成するのですが、その名簿に登載された要支援者一人一人に避難支援を行う支援者の氏名や連絡先、また避難場所や避難経路、そして避難時に配慮すべき心身の状況、このような情報を記載することとしております。

近年、地球温暖化等もございまして、災害が激甚化、また頻発化していることから、市町村において作成を早急に進めていく必要があると認識しているところです。

この事業内容につきましては、具体的には県内3圏域ごとに、モデルとなる市町村を選定しまして、専門家や有識者等のアドバイザーを派遣して、地域の実情に応じた実効性のある個別避難計画の作成を支援することとしております。

また、全市町村が参加いたします市町村担当者の連携推進会議を設置いたしまして、情報共有や連携を図るとともに、モデル市町村におきまして構築した避難計画作成のノウハウでありますとか、そういうものの横展開を図ってまいりたいと考えております。

この事業を実施することによりまして、県内全市町村の個別避難計画の作成を促進してまいりたいと考えております。

達田委員

西日本とか、東日本におきましても、集中豪雨の被害というのが、今、本当に、温暖化の影響でしょうか、毎年のように起きております。

そういう中で、残念ながら水に流されてしまったとかで命を失う方が次々といらっしゃるわけなのですけれども、どうしても高齢の方が多いですよね。

先ほども言いましたように、高齢化社会になって、自分はまだ大丈夫と思っても、体力がついていかないという方は、たくさんおりますので、そういう中で、災害に対応できるかという、本当に大きな問題だと思うのです。

それで、今おっしゃっていただいたように、3圏域ごとにモデルとなる市町村ということで、選定していくということなのですが、現在、ここがモデルですよというような所はあるのでしょうか。

和田保健福祉政策課長

これは飽くまでも市町村から応募いただいて選定をしたいと考えておりまして、今、決め打ちの所はないところです。

達田委員

モデルとなってすばらしい行動計画がなされて、そして実証もされているいうところを普及していくという、その知見を全県に広めていくということは大事だと思います。市町村の担当者連携推進会議というのもし立ち上げるということで、情報を共有しますよと。取組を非常に活発にやっておられる所の情報を、どんどんと共有を図っていくというのは大事だと思います。

この会議は、年に何回ぐらい行われて、どういう方が集まってくるのか、教えていただけますか。

和田保健福祉政策課長

市町村間の連携を推進するこの会議ですが、まずは、全市町村の担当者が集える全体会議、それを年2回程度、また、圏域ごとに被害の状況も変わると思いますので、圏域ごとの会議を年3回程度予定しているところです。

達田委員

この計画、要支援者の安全確保と言いましても、個別の情報は個人情報ということで、なかなか表に出せない、出したくないという方もいらっしゃるからお聞きをしております。

そういう中で、この計画そのものを進めていくことが大変難しいというお話も聞くのですけれども、いざ発災、地震だ、大水が出た、そういうときに、では、その人を置いていくのかというとなんなことはないと思うのです。みんな御近所の方が助けに行くと思うのですよね。

そういう中で、個人情報をどうやって把握して、一人一人の命を救って守れるのかということ、とても大事だと思うのですけれども、そういう点で、県としては、何か名案と

いいですか、こういうふうにしたら良いのではないかというようなことを、今やっておられるでしょうか。

和田保健福祉政策課長

個人情報についての取組ということですが、達田委員おっしゃいましたように、支援の必要な方の中には、プライバシーが外に出ることに抵抗がありまして、同意されない方も実際にいらっしゃいます。そういう課題があるということ、市町村の担当者からも聞いているところです。

県といたしましては、この度、補正をお願いしているこの事業におきまして、防災に関する豊富な知識や、また経験を有する専門家や有識者のアドバイザーを市町村に派遣して、こうした課題の解決のために、助言や指導を頂くこととしております。

また、これまで同様、市町村におきまして要支援者やその御家族に対し、個人情報は行政と避難関係者等において適正に管理されまして、避難支援の目的以外には使用されないことを市町村にしっかりと周知していただくよう依頼してまいりたいと考えております。

達田委員

今回、この予算が340万円付いているのですけれども、この個別避難計画作成促進事業そのものの予算というのは、340万円が全体なんですか。それとも後々付いていくということなのでしょうか。

和田保健福祉政策課長

県事業としては、340万円となっております。

達田委員

全部がとても大事な事業だと思いますので、事業そのものが実効性を果たすために、本当に手を抜いてはいけないことだと思いますので、是非、予算も十分確保していただいて、良い計画にしていただけたらと思います。

この事業は、いつまでにされるのでしょうか。今年度だけですか。

和田保健福祉政策課長

今年度の補正で340万円をお願いしているところでございますが、まずは市町村のニーズや課題をお聞きしまして、この事業を前に進めてまいりたいと考えております。

事業実施後につきましては、改めてその成果や課題を踏まえながら、県としての効果的な支援のあり方を検討していきたいと考えております。

達田委員

この事業そのものが保健福祉部の事業になっているのですけれども、それだけでなく幅広い部署の連携が必要だと思うのです。

まずは、保健福祉部の中で、ヘルパーさんであるとか、日頃見ておられる方の御協力というのも必要になってくると思うのですけれども、危機管理全体の協力を、そして何より

も住民の協力というのが一番大事になってくると思いますので、是非良い事業になっていくようにということをお願いしておきたいと思います。

次ですけれども、先ほど、集中豪雨の時の被害のことなどのお話がありました。

私自身が浸水する地域に住んでいるものですから、あっという間に水が出るというようなことで、毎年困っているのですけれども、道路の冠水で、通行止めにした所も何か所かあると思うのです。

道路通行規制の状況というのがホームページで見ることができるのですが、これを見ますと6月3日の午前7時現在の数が書かれているのですけれども、徳島県全体では6か所全面通行止めになりましたというような所があるのです。

道路が冠水して通行止めにしますという、何か基準というものはあるのでしょうか。

杉本道路整備課長

ただいま、道路冠水時の通行規制の考え方について御質問いただきました。

6月2日から降り続いた雨によりまして、特に阿南市では8時38分から大雨警報が発令されまして、集中的な豪雨が発生いたしております。

阿南市内では3か所、また県内も含めまして6路線7か所で道路が冠水いたしまして、通行規制を実施しているところでございます。

御質問にありました道路冠水時におけます通行規制の考え方でございますが、台風や集中豪雨などによる道路の冠水に際しましては、その現場現場での道路の形状また周辺の形状等が、不明瞭になること、水が溜まって目視がなかなかしづらくなるということによりまして、車の脱輪等のおそれが考えられます。

こういった場合に、安全な道路の通行に支障があると判断した場合におきまして、道路管理者としまして、通行止めの措置を講じているところでございます。

これにつきまして、御質問の統一的なところの話なんですけれども、現場現場で道路の幅員また形状等が違っておりますので、各現場ごとの判断が必要になると考えておりまして、一律の基準は設けていないところでございます。

達田委員

その時々状況に応じてということですよ。

これは、判断が大変難しいことだと思うのですけれども、大雨が降って道路が浸かると、各地域で県議会議員、市議会議員に、もういろいろと要望が来るわけなのです。

私に来ましたのは、とにかく早く通行止めにしてもらいたいという方もいらっしゃる、早く通行止めを解除してもらいたいというような要望もございました。

その中で、深刻だと思ったのは、車が浸かってしまって動かなくなってしまったとか、あるいは車は走るのですが、走っていたら、その道路沿いの屋敷の玄関まで、水が入ってくる。だから、通行止めにしてもらいたいのだという御要望もあるのです。

それで、道路がそれほど浸かっている時間というのは、短時間ではあるのですけれども、その間に車が走って家の中に水が入ってくるとなりますと、被害も出ますよね。

ですから、そういう場合に、どういう判断をするのかということで、とても御苦労されていると思うのですけれども、そういう要望というのは県のほうにはないのでしょうか。

杉本道路整備課長

各箇所、その道路の性質にもよりますが、皆様方の生活に係っている所であれば、なかなか止められても困るというような現実もあるでしょうし、また安全のためには、管理者としては適切な時期、タイミングで、きっちり通行止めを実施していかなければならないと考えているところでございます。

県としましては、概ね県内の路線におきましては、冠水している場所、沈む場所という、可能性のある場所につきましては、把握できているところでございますので、冠水が見込まれる場合には、そういった場所を重点的に監視しながら、適切なタイミングで通行規制を実施していきたいと考えているところでございます。

達田委員

基本的には、排水対策がきちんとできるというのが望まれるのですがけれども、その地域地域の事情があって、なかなか排水路の整備というのができないというような所もあるんですよ。

しかし、雨が降って、その地域は水に浸かるのですよ。いつも同じような所が浸かっていますね。その度に、その周辺のお家というのは水が来ないかなと、とても心配をされているのです。

それで、どういうふうにしたら良いだろうかと頭を悩ませるのですがけれども、先日、吉野川の水防訓練を見せていただきまして、一生懸命土のうを入れて、積んでおられる訓練を見ましたけれども、非常にオーソドックスなやり方ではありますけれども、これかなと。すごく大きな建物は、水を遮断するというのもできませんし、水を防ぐのは、これしかないなと思ったのですよね。

けれども、土のうは、どこにあるのでしょうか。訓練では非常に立派な砂が詰め込まれていましたけれども、近所を見ましても、山土はありますけれども、そんな砂が採れる所、立派な砂というのが無いのですよね。

ですから、そういう土のうが作れるような砂を確保できる、そして、水で心配されるお家には、土のうを用意できるというような、そういう取組を是非お願いできないかなと思うのです。それは市町村できちんとやっている所、やっていない所もあると思うのですが、その状況は分かりますでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

今、土のうの状況について、市町村の状況についてのお伺いですがけれども、私のほうでは、どこの市町村でどういうふうに、土のうの配布を洪水時にしているかの情報は、持ち合わせてはおりません。

達田委員

今、個人が海岸へ行って砂を採るとか、河川敷で砂を採るとか、そういうことがなかなかできないと思うのです。

ですから、県なり市なりが、そういう物を構えていただいて、土のうが必要な地域の方

は、持って行って水を防いでくださいよというような、そういう細かなこともしていただく、そういうことができたら、有り難いですね。

水の被害は、本当にほんのちょっとのことで、1センチメートル水位が違うだけで、被害の大小が決まりますよね。床上に来るか、床下で留まるかで、すごい被害が違います。

それと、庭に入ってきたり玄関に入ってきたりということで、その被害も違ってくると思いますので、できたら土のうぐらひは、どうにか確保できるような取組を是非進めていただきたいと思いますので、どうなんでしょうか。是非お願いいたします。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

土のうの取組についてですけれども、土のうだけでなく、いろいろ私ども県がやる研修の中で、土のうに代わる物ということで、例えばゴミ袋に水なり、ペットボトルを入れて縛りますと土のうの代わりになる研修とかしていますので、そういうような活用もあるということも含めて、住民の方なり、市町村に周知していきたいと思っております。

達田委員

小さなことですが、各家で、水が入って来るか来ないかというのは、とても大事なことです。これが解決できる一手段として、是非お考えいただけたらと思いますので、お願いをしておきたいと思えます。

それと、もう1点お伺いしようと思ったのですが、説明資料の60ページで、河川改修の河川整備費で支出済額がない所もあるのです。

この事業そのものが、防災対策に非常に大事な事業ばかりだと思うのですが、これが令和5年度中に全て終わる事業なのかどうかということをお尋ねして終わりたいと思えます。

森野砂防・気候防災課長

事故繰越に係る御質問を達田委員から頂きました。

河川整備課の事業ということでございますが、全ての事業につきまして、事故繰越分については契約を終えております。ということで、年度末までの工期が入った状態で、今、鋭意整備を進めているところでございます。

事業効果の早期発現に向けまして、引き続き工事の進捗管理を徹底し、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

平井危機管理環境部長

本日6月1日からの県の危機管理体制について御質問、そして御論議も頂いたところでございます。

この災害対策、危機事象対策への迅速かつ的確な対応につきましては、冒頭御挨拶させていただきましたが、何としても、県民の皆様への命、財産、暮らしを守っていくのだ、その高い責任感と使命感の下で、まずは、この6月1日の組織体制の下、その力を最大化いたしまして、関係機関の皆様とも連携をいたしまして、県民の皆様への安全安心を確保してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

お話のございましたとおり、現在副知事、政策監はおいでにならないところでございますけれども、そういう状況下にありますとも、危機管理環境部、私といたしましても、後藤田知事ときめ細やかに連絡を取らせていただくということで、組織力の最大化、各市町村と各関係機関との連携の下、万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻賜りますよう、どうぞよろしく申し上げます。

北島委員長

ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

平井危機管理環境部長さんからお話がありましたけれども、是非とも素早い対応をお願いいたしまして、以上をもって質疑を終わります。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（12時12分）